

○振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

平成13年4月1日

告示第107号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、次の地域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

1 地域

本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域以外の地域

2 実施日

平成13年4月1日